

平成25年度参院選公約に向けての全国知事会の対応（案）

平成25年4月18日

総合戦略・政権評価特別委員会

7月の参議院通常選挙に向け、今後各政党においてマニフェスト策定作業が本格化することが予想されることから、地方自治に影響を及ぼす政策課題が各政党の選挙公約に適切に盛り込まれるよう、5月の連休明け早々、各政党への要請活動等を行ってまいりたい。

また、各政党が選挙公約を公表した後には、各政党の選挙公約に対する評価及び公表を行うこととしたい。

1 対応の基本方針

（1）政党要件を満たす全政党を対象として要請活動等を行う。

※全国知事が各党へ求めていく項目（別添資料2各党委員会（案）参照）

- ・自民、公明、民主、維新、みんな（衆参国議員30名以上の政党）を中心に実施
- ・その他各党に対しても適宜、特別委員会委員、事務局等による対応を含め要請を実施

（2）各党への要請活動等の結果を踏まえ、各党の選挙公約に対する評価を行う。

（参考）前回衆議院議員総選挙（H24）…公約評価（点数評価）を実施

前回参議院議員通常選挙（H22）…公約評価未実施

前々回参議院議員通常選挙（H19）…公約評価（定性評価=コメントによる評価）を実施

委員からの意見は下記のとおりであり、評価の実施に賛否両論あるところであるが、

- ・この度の選挙が政権選択選挙でないこと
 - ・前回の選挙（総選挙）から間がなく、地方をとりまく状況に大きな変化がないこと
- 以上のことから、今回の評価にあたっては定性評価による実施を提案するものである。

<委員からの意見>

【岐阜県】 前回の衆議院総選挙から1年も経っておらず、参院選の政権公約の策定にあたっては、衆院選政権公約がベースになると考えられ、大きく内容が変更することは想定し難い。評価（点数評価）を実施したとしても、大きく結果が変わることは想定できないことから、評価は実施しなくてもよい。

【徳島県】 点数評価においては、各党の得点が先行してしまい、全国知事会の主張を各政党がどのように公約に位置づけているのかが、見えにくくなっている。各項目及びトータル部分について、それぞれ定性評価（5段階など大括りの評価）を行った方が、国民に1つ1つ丁寧に見てもらえる。

【秋田県】 一部の政党間では共通公約の作成を目指していることから、（知事会の）評価としても差のつかない項目が出てくるものと思われる。政党毎の評価でいいのかも含め検討の余地がある。

【静岡県】 昨年12月の衆院選の際、点数評価を試みたが、評価時点で各政党の公約が全て出揃っておらず、また、知事会の申し入れに対する各政党の見解が示されていないなど、評価のための判断材料が揃っていない状況であった。加えて、知事会の評価項目に関する記載の有無により評価点に大きな差が出るなど、評価手法にも課題がある。このため、こうした課題が解決されない限り、点数評価は実施しないことが適当と考える。

（3）流動的な政治状況に的確に対応する。（野党各党の選挙協力体制、政界再編、衆議院の動き等に留意）

（4）上記3点を踏まえ、会長及び委員長の判断により、適期・適切に対応する。

2 想定スケジュール

期日	政治日程	全国知事会日程
4月	18日	総合戦略・政権評価特別委員会
	22日	全国知事会議（東京）
5月	上～中旬	各党への要請・意見交換
6月	（東京都議選6/14告示、6/23投開票）	
	26日 通常国会会期末	
7月	下旬～告示前	政権公約評価の実施・公表 (必要に応じて各党への再要請)
	4日（想定） 参議院通常選挙告示（少なくとも投開票の17日前）	
	8日～	全国知事会議（愛媛）
	21日（想定） 参議院 通常選挙 投開票	会長コメント

地方とともにつくる新しい日本のかたち（案）

～地方分権改革の着実な推進を～

平成25年月
全 国 知 事 会
総合戦略・政権評価特別委員会

先の総選挙に際しては、国・地方で一致協力して取り組むべき項目について、政権公約への反映を度重ねて要請してまいりました。政権交代後初めてとなる全国規模の国政選挙にあたり、総選挙時に示された政権公約を具体化し、地方分権改革の着実な推進等を図るために必要な項目について選挙公約に盛り込んでいただくよう改めて申し入れます。

なお、選挙公約に対し当会としての評価を行い公表していくことを予定しておりますので、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

1 地方分権改革の強化

- ・ 真に自立した新たな地方自治制度を確立するため、国・地方の抜本的な構造改革を進め、中央省庁を抜本的に見直し、権限・財源を一体として地方へ移譲するなど、国のかたちを変える地方分権改革を積極的に推進すること。
- ・ 国の出先機関のブロック単位での丸ごと移管を推進するための法律を早期に制定するとともに、直轄道路・直轄河川やハローワークなどの事務の移管を実現し、地域の実情に応じて国の出先機関移管を断行すること。
- ・ 地域の実情に応じた行政サービスを実現するとともに、地方や民間の力を引き出し、地域に活力や元気を生み、地域経済の再生につなげるため、農地転用など土地利用規制や、保育所など福祉施設に関する義務付け・枠付けなどの見直しを、政府の責任において確実に進めること。
- ・ 道州制の検討を理由に地方分権を停滞させてはならず、この間も国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しなど地方分権改革を着実に推進させること。

2 地方安定財源の確保

- ・ 地方交付税は地方共通の固有の財源であり、国が地方に対して地方公務員給与の引き下げを要請する手段として一方的に行つた地方交付税の削減は二度と行ってはならないこと。
- ・ 累増する臨時財政対策債について、そのあり方の全面的な見直しを行うとともに、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税について法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行い、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。
- ・ 暫定的な措置である地方法人特別税の廃止等を基本として、地方法人課税のあり方の見直しや、地方消費税の充実を含む税制抜本改革により、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実強化と偏在の是正のための仕組みを早期に実現すること。

- ・ 国民誰もが安心できる持続可能な社会保障制度の構築に向け、地域の現場に即した制度となるよう、地方の声を十分に反映させた改革を進めるとともに、地方公共団体が安定的に制度運営できるよう、地方消費税を含む税制の抜本見直しや地方交付税の充実など、地方税財政の強化を図ること。

3 国と地方の協議の場の充実

- ・ 法定化された「国と地方の協議の場」に、「日本再生デザイン」で提案した「この国のかたち」や、これから國と地方の関係、「道州制」を含めた統治機構のあり方、地方分権改革の進め方などについて幅広く協議する「国のかたち分科会（仮称）」を設置すること。
- ・ 特に、税制改正、地方財政対策及び今後の國・地方の公務員の総人件費や給与制度に関する「地方税財政分科会（仮称）」や社会保障制度改革に関する「社会保障分科会（仮称）」など分野別の常設分科会を設置すること。

4 震災復興・災害に強く安全で活力ある国土づくり

- ・ 大規模災害により被災した住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧・復興を推進するため、復興交付金等を包括交付金化し、被災自治体及び避難者受入自治体が主体的な判断で復旧・復興事業を実施することを可能とすること。
- ・ 東日本大震災を踏まえた新たな被害想定に基づき、巨大地震及び津波対策の加速化と抜本的な強化を図るため、「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」及び「首都直下地震対策特別措置法（仮称）」を制定すること。
- ・ 広く国民の理解が得られる中長期のエネルギー政策の方針を早期に確立するとともに、地域条件を十分考慮したシビアアクシデント対策、高経年化原子炉対応等の安全対策の強化、再稼働に関する納得の得られる判断、原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策の明確化及び必要な財政措置、使用済燃料の処分方法の確立、原子力防災対策の強化を確実に進めること。
- ・ 多様な国土軸は、日本再生の「背骨」であり、国土のリダンダンシーの観点から、高速交通網の整備による日本海国土軸、太平洋新国土軸や北東国土軸など多重型国土軸による新たな国土構造を構築すること。
- ・ 大規模災害によるあらゆる被害を最小限にするため、国による法整備、財政的支援の下、国と地方が一体となり、全国の緊急防災・減災事業を展開すること。

5 道州制

- ・ 道州制の検討に当たっては、道州制の姿やメリット・デメリット等について、国と地方の両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠であり、「国と地方の協議の場」に分科会を設けるなど、当事者たる地方の意見を十分反映すべきであること。
- ・ また、導入の是非について国民が適正に判断できるよう情報を適宜公表し、拙速に進めることなく、国民的議論を十分に尽くすこと。

- ・ 道州制は、国と地方双方の政府を再構築するものであることから、単なる都道府県合併や、都道府県解体による中央集権型の道州形成となつてはならず、「国の出先機関の廃止」は当然のこと、「中央府省」の解体再編を含めた中央政府そのものの見直しが大前提でなければならないこと。あわせて、先行モデルとして受け皿となる意欲のある地方への国の出先機関の移管についても推進すること。
- ・ 各道州間・同一道州内における一極集中の防止や格差是正の方策として、財政調整のあり方を含め、具体的にどのような方策があり得るのか示すこと。
- ・ また、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国の役割は外交、防衛、司法など本来果たすべき役割に重点化するとともに、基礎自治体へ都道府県から事務を承継させる場合には、適切に処理するために必要となる行財政基盤の強化、事務処理方策や補完のあり方などの具体的な方向性を示さなければならないこと。

6 地方自立自治体

- ・ 全国一律ではなく、各地域が自らの地域のあり方を選択・決定できる仕組を導入すること。まずは、設置が義務づけられている教育委員会を選択制とすること。
- ・ 地域の力を引き出し、課題解決、経済の活性化・成長に結びつけるため、各種規制の特例措置を原則として認めることを基本とし、地域の自主性と責任の下での施策展開を可能とする「スーパー総合特区（仮称）」を創設すること。

7 地域経済対策と雇用対策

- ・ 地域経済・雇用の活性化対策を迅速に実施するため、震災被災地の産業復興の促進や、円高・デフレ対策により中小企業の発展を支えた上での成長分野の規制緩和や、防災対策に重点を置いた公共事業推進等の地域経済対策を推進すること。
- ・ 雇用を維持、創出し、若年者や高齢者、女性、障がい者などの就業支援を充実するため、「雇用創出基金」など地方の自主性が發揮できる財源を確保・充実すること。
- ・ 自立した、成長するグローカルな地域社会の形成により日本経済の再生を成し遂げるため、地域の多様性に基づくイノベーションと新産業の創出やグローバル社会に対応した人材の育成・集積を図ること。

8 TPP協定への対応

- ・ TPP協定が地方の経済活動や国民生活に与える影響、関係国との協議内容などについて、今後、国民に対する十分な情報提供と明確な説明を行うこと。
- ・ 地方の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能も有する農林水産業については、経済連携の推進のあるなしにかからず、将来にわたり持続的に発展していくよう、その再生・強化に向け、国の責任において、安定した財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を明らかにし、講ずること。
- ・ TPP協定への参加の可否については、都道府県など地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断することとし、東日本大震災からの復興を目指す被災地域の活力をいささかも損なうことのないよう慎重に対処すること。